

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）4月30日

北海道知事 鈴木直道

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

「令和8年度北海道移住A I チャットボット開発・運用事業」委託業務

#### (2) 業務の目的

北海道では、地方移住への関心の高まりや、新しい働き方の定着といった人々の意識や行動変容を捉え、本道への人の流れの創出・拡大を図っていくため、市町村や関係団体等と連携するなど、あらゆる機会を活用して移住・定住の促進に取り組んできた結果、令和6年度の北海道の移住相談件数は18,813件と過去最高を更新したところである。

一方、急速な少子高齢化や、人口減少に歯止めがかからない中、将来にわたって活力ある地域社会を維持するためには、移住関心層が抱える懸念や関心事項を適時適切に把握・分析し、更なる移住・定住の促進に取り組む必要があるほか、今後も増加が見込まれる移住相談に対応しつつ、移住関心層の懸念事項にあわせて「仕事・住まい・暮らし」といったあらゆる移住関連情報を総合的に発信できる体制を構築する必要がある。

本業務は、本道への移住関心層が場所や時間を問わずに、気軽に活用できる生成A I を活用した自動応答システム（以下、「システム」という。）として移住A I チャットボット（以下、「A I チャットボット」という。）を導入し、本道の移住相談体制の強化へ繋げるとともに、移住関心層が抱える懸念や関心事項の把握、分析を行い、これまで以上に移住関心層への情報提供や市町村等の移住相談窓口への誘導を図ることを目的として実施する。

#### (3) 業務の内容

業務の実施にあたっては、プロモーションの実施回数などの実績値（アウトプット）だけでなく、A I チャットボットの相談件数といった事業効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。

実施にあたり設備・機材の借上が必要な場合、受託者が調達し、その費用はすべて契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

##### ア システム構築及びA I チャットボットの開発

本道への移住関心層がA I チャットボットを通じて、対話形式で気軽に移住相談ができるとともに、必要な情報等を入手できる仕様とするため、要件定義及びシステムの構築を行った上で、A I チャットボットを構築すること。

なお、システム構築に係る要件については、「『令和8年度北海道移住A I チャットボット開発・運用事業』委託業務企画提案指示書」の4にて記載の事項を満たすものとした上で、事業者からの提案に基づき、道との協議の上で決定するが、より効果的なシステムを構築するため、契約締結後に、道が設置する移住相談窓口の専属相談員や関係団体等との意見交換を道も交えて実施し、その意見交換の結果も要件定義に反映させること。

また、A I チャットボット（プロトタイプを含む）の運用前には、道の関係者を含めて、検証環境下における動作テストを行うことし、動作テストの結果を踏まえ、A I チャットボットの調整を行うこと。

##### イ A I チャットボットの設置・運用

アにおいて開発したA I チャットボットについて、効果的に活用できる設置場所及び設置方法を提

案し、当該AIチャットボットを運用すること。なお、新たなWebサイトに設置する場合は以下の仕様を遵守することとし、既存のWebサイトに設置する場合でも、本事業の範囲内で必要に応じて改修を行うこととし、以下の仕様に可能な範囲で近づけること。

(ア) Webサイトの仕様

パソコンのほか、特にスマートフォン等の携帯端末において活用しやすいUIとし、最低限以下の要素を含めること。

- ・AIチャットボット利用のための導線
- ・AIチャットボットの利用方法、利用に当たる留意点の記載
- ・AIチャットボットの利用促進に資するロゴ等のデザイン
- ・道や関係団体が所管・運用する、移住促進に資するWebサイトへの導線

※詳細は、道との協議の上で決定する。

(イ) Webサイトの基本要件

Webサイトを構築する際は、W3C (World Wide WEB Consortium) が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X 8341-3:2016 に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。

(ウ) セキュリティ対策

Webサイトの保守管理にあたっては、WAF (ウェブアプリケーションファイアウォール) 設定やSSL証明書の導入をはじめとした各種セキュリティ対策を実施するほか、ウイルス対策ソフトを導入するなど、安全性が担保される対策を実施し、必要に応じて更新を行うこと。

(エ) その他

新たなWebサイトにAIチャットボットを設置する場合、サーバーの契約等についても、道と協議の上決定すること。

また、本事業終了後も引き続きAIチャットボットの運用が可能となるよう、事業者間の引継ぎが可能な仕様とすること。

ウ AIチャットボットの保守管理

(ア) 稼働監視・障害等対応

AIチャットボットの稼働状況を定期的に監視し、障害の発生や機能の低下が見られた場合は、速やかに道へ報告の上、Webサイトを一時的に閉鎖するなどの措置を講じた上で対策を実施すること。

(イ) セキュリティ対応

システムへのアクセスにおいては、アカウント管理やアクセス制限等を適切に行い、不正アクセスを防止するための対策を実施すること。なお、不正アクセス等が行われた場合、速やかに検知できるようにシステム監視を行うほか、不正アクセス等が確認された場合には、速やかに状況を調査し、道へ報告するとともに、必要な対策を行うこと。

また、利用者がシステムに入力した内容が、不正に第三者に取得されないよう必要な対策を行うこと。

(ウ) 回答精度の向上

本AIチャットボットに対する利用者の意見等を把握し、回答できる体制を用意しておくこと。また、利用者の意見を踏まえて、運用開始後、AIチャットボットの回答精度向上に向けた対策を、継続的に実施すること。実施内容については、道と協議の上で決定する。

(エ) バックアップの取得

障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう、クラウド等によるバックアップを行うこと。

(オ) バージョンアップ対応

契約期間中は、最新のブラウザでの対応を保証すること。

エ AIチャットボットの活用促進に資するプロモーションの実施

(ア) 周知用バナーの作成

PCやスマートフォン等のそれぞれに対応した周知用のバナーを作成すること。種類やサイズ等は、道と協議の上決定すること。

(イ) Web広告等を活用したプロモーションの実施

全国における生成A I の活用促進に資するプロモーションの事例やその結果に基づいた分析を行った上で、より効果的なA I チャットボットの活用促進に資するプロモーションを行うこと。

プロモーションは、SNS等を活用したWeb広告などを想定しているが、提案に当たっては、上記の分析を踏まえた内容とすること。

(ウ) 目標設定

(イ) のプロモーションについては、効果が最大化するような内容及びターゲットの設定を行い多くの移住関心層等に到達するよう目標を設定の上、実施すること。

(エ) 効果測定

(イ) のプロモーション終了後、効果測定結果 (Web広告の場合は、実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数 (率)、シェア、いいね数、再生数、フォロワー数、コメント数・内容等のレポート) を報告するだけでなく、誘導された者の属性 (年代、居住地等) や興味・関心事項 (ターゲティングされたキーワードなど)、誘導媒体 (どの広告から誘導されたのか)、申込に至った人数・属性 (※イベント広告の場合) などの分析も行うよう努めた上で、とりまとめて報告すること。

また、実施した効果測定結果や分析結果を次回の広告に活かすこと。

オ 移住相談窓口への誘導及びA I チャットボットでの相談結果の活用

ふるさと帰省支援センターや市町村等での対面相談につながるように、A I チャットボット上で各窓口にリンクするような仕様にするとともに、窓口の相談対応者がA I チャットボットでの相談結果を踏まえた対応ができるよう、相談内容を簡潔にまとめ、個人情報を含まない形式でクラウド上に保存する等、相談結果データを随時確認可能にすること。

カ その他独自提案事項

上記ア～オの内容に加えて、A I チャットボットの活用促進に資する独自提案事項があれば、記載の上、提案すること。

キ 効果測定及び報告書の作成

A I チャットボットの導入後、品質向上や今後の移住施策の促進 (ターゲットの設定やイベントテーマの決定等) に資するよう、運用結果 (利用件数、利用者の属性、A I チャットボット利用に係る滞在時間及び時間帯、相談のあった関心事項や懸念事項等) を報告するだけでなく、利用者がA I チャットボットを経由してどのサイトに移動したのか、あるいはどのサイトを経由してA I チャットボットの利用に繋がったのか、などの分析も行うよう努めた上で、とりまとめて報告を行うこと。

なお、報告の内容については、事業者の提案に基づき、道と協議の上決定する。

その他、事業実施の結果報告のみならず、適切な指標 (データや分析など) に基づく委託業務の効果に関する評価・次年度への改善を含む事業実施結果報告書を作成し、紙媒体により2部 (正本1部、副本1部) 及び電子データ (一式) により提出すること。

また、本事業における成果品 (データ) の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、事業者において必要な権利処理を行うものとする。

ク ふるさと住民登録制度について

国において設計されている「ふるさと住民登録制度」について、アプリ等の正式リリース等は未定の状況であるが、A I チャットボットの運用に関連して、連携が可能なものがあれば提案すること。

(4) 履行期限

令和9年 (2027年) 3月19日 (金) まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等 (法人、法人以外の団体を含む。) による複合体 (以下「コンソーシアム」という。) であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること (ただし、宗教活動や政治

活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く)。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(3) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

(4) コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 担当部局

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎5階)

北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係

電話番号 011-204-5089(ダイヤルイン)

F A X 011-232-1053

### 4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和8年(2026年)5月15日(金)正午まで(必着)

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和8年(2026年)5月15日(金)は午前9時から正午までとする)。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和8年(2026年)4月30日(木)から令和8年(2026年)6月1日(月)まで

※上記3の場所での交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和8年(2026年)6月1日(月)は午前9時から正午までとする)。

(2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

## 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
- (2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
  - ア 提出期限  
令和8年(2026年)6月1日(月)正午まで(必着)
  - イ 提出場所  
3に同じ
  - ウ 提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和8年(2026年)6月1日(月)は正午までとする)。

## 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) プロポーザル審査会(ヒアリング)に関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。  
ただし、企画提案書の提出件数が5件を超えた場合には、事前に書類選考を行い5件に絞り込む。  
なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。
- (4) その他留意事項
  - ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
  - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
  - ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
  - エ 詳細は、別紙企画提案説明書等による。